

ヘルパーステーションあしすと (居宅介護事業・行動援護事業・移動支援事業)

ご家族で介護できないときに、ヘルパーがご家庭に訪問して、必要なサービスを提供します。

居宅介護事業

身体介護

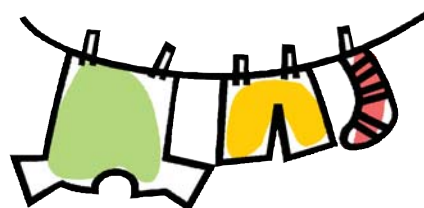
- 入浴の介助
- 排泄の介助
- 食事の介助
- 衣服の着脱
- 身体の清拭洗髪
- その他必要な身体の介助

家事援助

- 調理
- 衣服の洗濯補修
- 住居等の掃除整理

通院介助

- 通院時に必要な介助



行動援護事業



- 行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護
- 外出時における移動中の介護
- その他外出における必要な援護
(ヘルパーが運転する車の利用を除く)

移動支援事業

- 買い物、余暇活動、社会参加などのための外出介助
- その他外出に必要な介助
(ヘルパーが運転する車の利用を除く)



派遣の申請

- ホームヘルパーの派遣を希望される方は市町にサービスの申請が必要です。
- 受給が決定した後「あしすと」と契約します。

サービスの利用

- ご自宅にヘルパーが伺います。

サービス提供時間

- 9:00～18:00まで。
- 上記以外の時間につきましては相談の上応じます。

費用負担

- 別に定める基準により、費用負担があります。

